この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	\、 受印 \																				[1	/	2]
令和	年	月	月		(7	リス	ブ ナ)	'	/= -	700	47	24 \												
申している。					主たの	人 の 店 る 事 所	場 マ 事 在 在) は所地	広島県広島市安佐北区落合一丁目42-7-3)							
					(7	リ ス	゙ ナ)	' -	(〒 7	739 -	- 17	31												
					納	税		地					Z区落 [·]	合一 [·]										
				請	(7	リ オ	j ナ)	\dashv	77. ‡	マサユ					(電	話番	号	090		824	13	<u> </u>	<u>727</u>	
					氏 名	又心	ま 名		⊗															
				者	(7	リオ	j ナ)	, <u> </u>																
広	島北	税務	署長殿		(法 <i>)</i> 代 表																			
					法	人	番	号																
公表さ 1 申 2 法 なお	れま 請者 入 () 人 ()	す。 の氏名 人格の 記1及	又は名 ない社 び 2 の	称 団等を ほか、	事項(② を除く。 登録者 て公表し)にま :号及で	かって! バ登録 ⁴	は、 年月	本店 3 日 が 2	スは主 公表 さ	こたる これま	事務原	折の所	在地									°	ジで
	成 28 · 当	年法律 該申請	津第15 青書は	号) 、所 ²	求書発 第 5 条 得税法 3 以前 l	の規定等の-	 定によ −部を	るで改了	改正後 Eする	後の消 5 法律	当費利	急法第	等57条	€ Ø 2	2 第	2 項	[の	規定	によ	; b i	申請	しま	:す。	.
					期間の 和 5 年							場合	は令和	旬 5 ⁴	年 6	月3	0 日) ま	でに	ここの	の申	請書	を打	是出
					この目	申請書	を提出、	する	時点に	おい	て、討	当す	る事業	者の	区分	に応	じ、	ロに	レ印	を付	してぐ	くださ	えい。	,
事	業	者	区	分					Z 調	税事	業者]	免税	事業	(者					
							录要件の														には	、次	葉「	免税
令判合こなが 和定はのかあ	よりまれ 5年 ままたこ	果税事 〒6月3 提出す とにつる	0日) a ること; き困難!	なまがな事場にき情																				
					1		長名	\$JII:	会計															
税	理	士	署	名	税理	± 									(電	活番	:号	082	_	27	2 -	- 5	868)
税	整理 番号				部門 番号		申言	青年	三月日	1		年	月		日	Á	信	_日 年	月 月	计	印日	確認		
XL	入力	処 理		年	月	月	番号確認				身元 確認			確認書業		人番号 の他 		ド/通 	知力- 	- K ·)	軍転免	許証) 	1	
理量量	登 録	番号	Т	<u> </u>	1 1		l I		1 1		1					<u> </u>					1	1	<u> </u>	

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 鈴木 雅之										
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。										
免税	免 □ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税業務の免除の担定の適用を受けないこととなります。										
事	個 人 番 号										
業	事 生年月日(個 業 人)又は設立	年度 至 月 日									
者	内 年月日(法人) 記載 資 本	金									
0	等 事 業 内 容										
確	□ 課税期間の初日 □ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け										
認	ようとする事業者 令和	年 月 日									
登 録	録 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ										
要	の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ										
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。										
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。	□ はい □ いいえ									
参											
考											
事											
項											